

天保二年（一八三一年）二月二十七日 資料一八三号
桜木売り払いに関し赦免願い書

解説 許可を得ないで立木を売り払ったことについて奉行所より糾問され、事情を説明したうえ赦免を願ったもの。

この一件で笠置寺は立木処分権を失った。資料で見える限り、住持が寺の財産の処分が制限されていく最初の事件である。

原文

就御糺口上書

笠置山

福寿院

円成

一当山内ニ御座候榿木、御伺不申上勝手俣ニ
先達而売払候由、尚又山内外立木も
売払候心得ニ而、入札等ニいたし候趣、都而
山内立木等伐木いたし候節は、御伺可申
上之処、無其儀取計候は、如何之心得ニ候
哉、始末申上候様御糺被成下候、

此儀当院境内堀外、未申之方（南西の方角）土
手ニ御座候而、右場所ニ前々ヨリ榿木
老本御座候而、落葉等多、掃除等
仕候ニ手間込候ニ付、右榿木伐取、杣
桧と植替候へ、都合宜しとふト奉存、
去十二月上旬頃、南笠置村竹屋佐右衛門
と申もの江代金老両ニ而右榿木
売払申候而、代金老両は私入手
仕候、榿木伐取候跡江杣桧之苗少し
植懸ケ置候儀ニ御座候、外ニ山内立木
売払候心得ニ而入札ニいたし候様、御糺
被成下候得共、榿木売払候迄ニ而、
外ニ山内立木入札等ニ仕売払候儀
無御座候、榿木売払杣桧之苗
植候儀、御伺申上候而取計可仕候処

無其儀、勝手俣ニ売払候段、今般
御糺ニ相成、不調法仕、何ニ共申上訳
無御座奉恐入候、向後相慎入念
取計可申候間、此度之儀は
御憐愍を以
御赦免被成下候様奉願上候

右之通少も相違不申上候以上

天保二卯年（一八三一年）二月廿七日

笠置山

福寿院

円成

福来五兵衛様